

神戸町立神戸中学校「学校いじめ防止基本方針」

神戸町立神戸中学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法 第2条より」）

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。そのためにも、教職員全員一人一人が、「いじめは、人間として、絶対に許さない」という強い信念をもつとともに、学校中に「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」といういじめ根絶の土壌をつくることを共通理解し、組織的に共通行動することが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校の判断によりより長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ未然防止対策委員会」の設置

○構成員

【学校職員】

校長及び教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、該当学級担任等から構成し、随時、関係職員が参加することとする。

【学校職員以外】

P T A会長、学校評議員、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員、医師等から構

成する。

○活動内容

- ①いじめの未然防止に関する取組と評価
- ②いじめの早期発見に関する取組と評価
- ③いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応に関する協議及び評価
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解深化
- ⑤重大ないじめ事案の判断かつ対応内容の確認
- ⑥PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

○開催

学校職員のみでの定例会を週1回行い、主任会後の「生徒指導交流会」をこれに兼ねる。但し、いじめ事案発生時は、緊急開催とし、その後も随時開催する。

(2) 職員会議での情報共有及び共通理解

月1回の職員会議において、要配慮生徒に関わる現状の様子や指導内容等についての情報を共有し、具体的な共通行動ができるための共通理解を図る。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

(3) ケース検討会議の設置

本校内外の過去のいじめ事案をはじめ、想定いじめ事案等を用いた事例検討を行うことによってより適切かつ迅速な対応能力を備える職員集団づくりを推進するケース検討会議を教育相談研修会と兼ねて設置する。

3 いじめ未然防止のための取組・・・別紙「いじめ防止等の対策年間指導計画」

(1) 教職員集団から生徒へのメッセージ「あなたを守りたい」の発信

教室をはじめ廊下、階段等の校内各地の壁には、教職員全員が一丸となって生徒を守ると同時に、生徒には「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」という強い意思をメッセージ「あなたを守りたい」として発信する。4月、学級開きで宣言する。

- ①どの子にも、最後まで応援します。
- ②じゃまする子には注意をし、あなたを守ります。
- ③困ったことがあれば、すぐに相談にのります。
- ④安心して生活できるように全力で取り組みます。

(2) 教職員自らの強く鋭い人権感覚の向上

生徒の人権感覚の育成には、教職員自身の人権感覚センサーを鋭く磨き上げるとともに、様々な人権問題に対する教職員自身の認識力と自己啓発力、行動力の向上を図らねばならない。そのためには、教職員一人一人自身が、個々の強く鋭い人権感覚を磨き続けることこそが、全教育活動を通じて、「いじめは、人間として絶対に許されない」という、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進することができる。

(3) 学級経営の充実

ソーシャルスキルを身に付ける学級活動を取り入れることで、生徒一人一人が居場所を実感し、互いを認め合い、思いやり支え合える学級集団を築くなかで一人一人の自己有用感の向上を図る。ま

た、暴力的な言葉遣いや差別的な言葉遣いのない、正しく温かい言語環境の整った集団づくりを進めることで、学級としての規律があり、互いの人権を尊重し合える人間関係をはぐくみ、一人一人が安心して生活したり学習したりできる学級経営を充実させる。

(4) 分かる・できる授業づくり

ユニバーサルデザインの視点や、対話的で深い学びの視点を生かした授業づくりをどの教科・領域等においても推進し、すべての生徒に分かる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図る。対話を通して相互に関わり合いをもつことで、一人一人の学ぶ喜びや、成就感、充実感をもてるように努める。

(5) 道徳教育の充実

道徳教育の要である「道徳の時間」の指導を通じて、生徒一人一人が自己を見つめ、人間としてのよりよい在り方や生き方、道徳的価値について自覚を深め、自尊感情や自己肯定感を高められるように努める。また、全教育活動を通じて、相手や仲間の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動できる道徳的実践力の育成に努める。

(6) 教育相談体制の充実

学級担任が中心となって、実際の学級内及び配慮の必要な生徒の様相との共通点や相違点について考える。さらに、改善・解消すべき問題点や困難さを明確化し、その具体的な方策等について検討したうえで実践し、PDCAサイクルを大事にした指導を積み重ねていくなかで、いじめを未然に防止できる実行力と効用力のある相談体制を充実させる。

(7) インターネット上のいじめ防止の啓発

全校生徒のインターネット等の利用状況やセキュリティー状況等について把握できる、国や県、関係諸機関等からの各種調査を有効に活用して現状把握に努める。また生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性や、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性等を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止し、及び効果的に対処することができるように「ネットいじめ防止教室」や「情報モラル研修会」等を開催する。

(8) 学校間の連携協力体制の整備

いじめを受けた幼児・児童生徒と、いじめを行った幼児・児童生徒が同じ園・学校に在籍していない場合であっても、それぞれの該当幼児・児童生徒または保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるように、平常時から、幼稚園及び小学校、中学校、高等学校等の各園・各学校相互間の連携に努める。連携内容として、いじめ問題に関する幼児・児童生徒の実態や取組状況、情報交換の成果・課題等について定期的に情報交流を行ったり、連絡の窓口を明確化したりするなど、広域的かつ園・学校間でいじめ問題が発生した場合の迅速かつ適切な対応ができる体制づくりを進める。

4 いじめ早期発見のための取組

- 「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で生徒を見守り、気付いたことを共有する。
- 「おかしい？」と感じた生徒がいる場合には、学年や生活指導部会等で気付いたことを共有し、大勢の目で生徒を見守る。
- 生徒の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年部等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き生徒理解に努める。

- 計画的に教育相談を実施する。学級担任が中心となって生徒一人一人と直接対話をするなかで、人間関係を中心に困っている事や悩んでいる事などを早めに把握し、必要に応じて保護者や教育相談担当者とも連携を図りながら進める。
- 休み時間等の授業時間以外の生徒の様子に目を配ったり、ライフ（生活ノート）、学習ノートなどから、交友関係や悩み、困り感などを把握したりすることに努める。
- 保護者及び地域に対して、学校便りや学校HP等を通じて、生徒が発する「変化のサイン」に気付いたときには、早急に学校に相談したり報告したりする大切さを伝える。また、同時に、いじめ問題に関する学校の取組を伝えたり、いじめ問題に関する情報を発信したりする。
- 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - (1) 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、生徒の障害の特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱えることも多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - (3) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するために性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - (4) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

5 いじめ早期対応・早期解決のための取組

- いじめ問題を発見したり、いじめ問題が発覚したりした場合には、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- 対応にあたっては、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員がその事実を共有するとともに、校長は、直ちに「いじめ防止対策推進委員会」を開催し、その適切な対応等について協議し、組織的かつ機能的な役割分担を行って、いじめ問題の早期解決にあたる。
- 「いじめ防止対策推進委員会」では、いじめをやめさせ、その再発、悪化を防止するためにも、いじめられた生徒とその保護者に対する支援内容・方法と、いじめた生徒への指導と、その保護者への助言等についても協議する。なお、関係保護者が、事実に係る情報等を共有する際には、必要な措置を講ずると同時に、十分な配慮をして対処する。
- いじめ問題の対応にあたっては、第一にいじめられた生徒の身の安全と安心を最優先に図る。必要に応じて、いじめられた生徒の保護者と相談の上で、一定期間、別室等において学習・生活するなどの措置を講ずる。また、情報収集に際しても細心の注意をはらいながら事実確認や指導等を行い、いじめられた側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- いじめられた生徒の心的外傷を癒すためにも、教育相談担当者及び養護教諭が中心となって該当生

徒の心のケアに努めるとともに、神戸町教育委員会教育専門官やスクールカウンセラー等を活用した相談を行う。

- いじめの観衆・傍観者の立場にいる生徒たちにも、そうした態度・行動は、いじているのと同様であるということを改めて気付かせ、指導にあたる。
- 必要に応じて、学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等の協力や相談を行って解決にあたる。特に、明らかな犯罪行為にあたるいじめ事案の場合には、神戸町教育委員会及び大垣警察署生活安全課（または神戸交番）等と連携して対処する。
- いじめ問題が起きたときには、前述の内容を踏まえつつ、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組やその進捗状況等についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集して指導に生かすこととする。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより、生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより、生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査にあたる）があると認められた場合
- 生徒や保護者等から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、神戸町教育委員会に速やかに報告する。
- 神戸町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- 上記調査結果については、いじめられた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を神戸町教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 いじめ防止等の取組の評価

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価（自校職員及び生徒、保護者対象）を行うとともに、その結果を神戸町教育委員会に報告する。

(1) 取組評価アンケート

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、ふだん実施している学校評価項目のなかに次の4点を加えて、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめ未然防止のための取組に関すること
- ②いじめ早期発見のための取組に関すること
- ③いじめ早期対応・早期解決のための取組に関すること
- ④いじめ再発防止のための取組に関すること

(2) 評価の実施時期

各学期に1回ずつ実施する。（7月、12月、3月）

8 個人情報等の取り扱い

○個人調査（アンケート調査等）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合には、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、3年間保存する。

平成26年4月 策定

平成30年3月 改編

令和2年3月 改編